防衛省訓令第３６号

装備品等のプロジェクト管理に関する訓令を次のように定める。

平成２７年１０月１日

防衛大臣　中谷　元

装備品等のプロジェクト管理に関する訓令

改正　平成２８年３月３１日省訓第３７号

改正　令和　２年３月３０日省訓第２０号

目次

第１章　総則（第１条－第４条）

第２章　プロジェクト管理における対象装備品等の選定等（第５条－第７条）

第３章　プロジェクト管理における取得マネジメントの実施

第１節　構想段階における協力（第８条・第９条）

第２節　取得プログラムの確立及び取得戦略計画の策定（第１０条・第１１条）

第３節　研究・開発段階から廃棄段階までの間の取

得プログラムの管理（第１２条－第１４条）
第４節　取得プログラムの分析及び評価（第１５条）
第５節　取得戦略計画の見直し及び取得プログラムの中止（第１６条・第１７条）
第４章　雑則（第１８条－第２０条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この訓令は、自衛隊が任務を遂行するために必要な機能・性能を持った装備品等を運用上の要求を満足しつつ必要とする時期に適切な経費で調達することにより、自衛隊の部隊等の能力が最大限に発揮されるよう、能力評価等により導出された防衛力の整備において重視すべき事項を踏まえ、効果的かつ効率的な運用及び維持を可能とする最適な装備品等の取得を実現するために、プロジェクト管理の実施に当たって必要な事項を定めるものである。

（用語の定義）

第２条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　各幕僚長等　統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長又は情報本部長をいう。

⑵　各自衛隊等　統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊又は情報本部をいう。

⑶　長官　防衛装備庁長官をいう。

⑷　装備品等　防衛省設置法（昭和２９年法律第１６４号）第４条第１項第１３号に規定する装備品等をいう。

⑸　装備品等の取得　装備品等の研究開発、調達、補給及び管理並びに当該装備品等の役務の調達に関する事務をいう。

⑹　プロジェクト管理　防衛省組織令（昭和２９年政令第１７８号）第１７４条に規定するプロジェクト管理をいう。

⑺　プロジェクト・マネージャー　長官から指名され

てプロジェクト管理の円滑かつ効率的な実施のための総合調整を行う担当官（以下「ＰＭ」という。）をいい、統合プロジェクト・チームが置かれる場合にあってはその長として統合プロジェクト・チームの事務を掌理するものをいう。

⑻　統合プロジェクト・チーム　防衛省本省の内部部局及び各自衛隊等並びに防衛装備庁の装備品等の取得に関係する部署に所属する者から構成されたプロジェクト管理を行う会議体（以下「ＩＰＴ」という。）をいう。

⑼　プロジェクト管理重点対象装備品等　プロジェクト管理を行う装備品等のうち、特に重点的にプロジェクト管理を実施するものであって、原則として、プロジェクト・マネージャー及び統合プロジェクト・チーム（以下「ＰＭ／ＩＰＴ」という。）が置かれるものをいう。

⑽　ライフサイクル　装備品等の取得における構想段階から、研究・開発段階、量産・配備段階、運用・

維持段階の各段階を経て、廃棄段階に至るまでの過程をいう。

⑾　ライフサイクルコスト　装備品等のライフサイクルを通じてそれらの取得を行うために必要な経費であって、ライフサイクルの各段階ごとに算定される経費の総額をいう。

⑿　取得プログラム　プロジェクト管理の対象となる特定の装備品等の取得に係る業務その他これに関連する一連の業務を計画性を有するプログラムとしてまとめたものであって、当該装備品等を取得することの目的（それを達成するための目標を含む。）及びその範囲が明確に定義されたものをいう。

⒀　取得マネジメント　取得プログラムの管理又はその管理方法をいう。

⒁　取得戦略計画　プロジェクト管理の対象となる特定の装備品等に係る取得プログラム及び取得マネジメントに関する基本的事項を定めた計画をいう。

⒂　代替案分析　新たな装備品等の導入又は装備品等

の能力向上の検討に際して、その主要性能、ライフサイクルコスト及び技術の成熟度等を考慮した複数の代替案から最も費用対効果に優れた案を選択することを目的として行われる、これらの代替案に関する総合的な評価その他の必要な検討をいう。

⑯　装備取得委員会　装備取得委員会に関する訓令（平成２７年防衛省訓令第３８号）第１条に規定する装備取得委員会をいう。

（実施の協力）

第３条　防衛省本省の内部部局及び各自衛隊等並びに防衛装備庁は、プロジェクト管理に関し、相互に密接に協力しなければならない。

（説明責任）

第４条　プロジェクト管理に従事する職員は、プロジェクト管理の実施に当たっては、総合的な観点から、適切な管理手法によって行うとともに、その実施状況を可能な限り定量的かつ客観的に測定・評価する等して、適切に説明責任を果たさなくてはならない。

第２章　プロジェクト管理における対象装備品等の選定等

（プロジェクト管理重点対象装備品等の候補）

第５条　長官は、プロジェクト管理の対象となる装備品等の検討を行おうとするときは、検討の対象となる装備品等のライフサイクルコストの見積りを行うものとする。

２　長官は、前項の規定により見積ったライフサイクルコストについて、長官が別に定める基準を満たす場合には、当該装備品等をプロジェクト管理重点対象装備品等の候補とするものとする。

（プロジェクト管理重点対象装備品等の選定）

第６条　長官は、前条の規定によりプロジェクト管理重点対象装備品等の候補とした装備品等について、次に掲げる防衛力の整備の観点からの重要性を満たす場合には、装備取得委員会の審議を踏まえ、防衛大臣の承認を得て、プロジェクト管理重点対象装備品等に選定するものとする。

⑴　統合運用

⑵　技術的な成熟度

⑶　国際共同開発・生産

⑷　防衛生産・技術基盤の維持・強化

⑸　装備品等を取り巻く事情

⑹　その他防衛力の整備に関し長官が必要と認める観点

2　長官は、前項に規定する観点からの重要性を満たす場合であっても、特に重点的にプロジェクト管理を実施する必要がないと判断する場合には、プロジェクト管理重点対象装備品等の選定の対象にしないことができる。

3　長官は、第１項の規定によるもののほか、プロジェクト管理重点対象装備品等とすることが適当であると判断する装備品等がある場合には、装備取得委員会の審議を踏まえ、防衛大臣の承認を得て、当該装備品等をプロジェクト管理重点対象装備品等に選定することができる。

（プロジェクト管理重点対象装備品等の選定の解除等）

第６条の２　長官は、プロジェクト管理重点対象装備品等について、特に重点的にプロジェクト管理を実施する必要性が低下したと認められるときは、装備取得委員会の審議を踏まえ、プロジェクト管理重点対象装備品等の選定の解除を行うことができる。この場合において、プロジェクト管理の手法が著しく変化するときは防衛大臣の承認を得て、その他のときは防衛大臣に報告し、これを行うものとする。

２　長官は、プロジェクト管理重点対象装備品等以外の装備品等について、特に重点的にプロジェクト管理を実施する必要が生じたと認められるときは、装備取得委員会の審議を踏まえ、プロジェクト管理重点対象装備品等に変更することができる。この場合において、プロジェクト管理の手法が著しく変化するときは防衛大臣の承認を得て、その他のときは防衛大臣に報告し、これを行うものとする。

（ＰＭ／ＩＰＴの設置）

第７条　長官は、前条の規定によりプロジェクト管理重点対象装備品等として選定した装備品等については、ＰＭ／ＩＰＴを置くとともに、取得マネジメントによるプロジェクト管理を行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、第６条第１項若しくは第３項の規定によるプロジェクト管理重点対象装備品等の選定又は前条第２項の規定によるプロジェクト管理重点対象装備品等への変更が行われる場合であって、ＰＭ／ＩＰＴの設置について別段の判断がなされているときは、ＰＭ／ＩＰＴを置かないことができる。

３　長官は、プロジェクト管理重点対象装備品等に選定されていない装備品等のプロジェクト管理については、取得マネジメントに準じた方法等により管理を行うものとする。

第３章　プロジェクト管理における取得マネジメントの実施

第１節　構想段階における協力

（長官の協力）

第８条　長官は、ライフサイクルの構想段階において、防衛政策局長、整備計画局長及び各幕僚長等が実施する将来装備の検討その他これに関係する事項の検討（以下「将来装備の検討」という。）に対し、必要な協力を行うものとする。

（代替案分析等）

第９条　長官は、前条に規定する協力を行うに当たっては、代替案分析又は将来装備の技術的な検討（以下「代替案分析等」という。）を行うものとする。

２　長官は、前項に規定する代替案分析等を行うに当たっては、防衛政策局、整備計画局及び各自衛隊等における検討の状況を踏まえつつ、あらかじめ防衛政策局長、整備計画局長及び各幕僚長等の協力を得て、これを行うものとする。

３　前２項に定めるもののほか、防衛政策局長、整備計画局長及び各幕僚長等は、長官に対し、代替案分析等を依頼することができる。

第２節　取得プログラムの確立及び取得戦略計画の策定

（取得プログラムの確立）

第１０条　長官は、特定の装備品等をプロジェクト管理重点対象装備品等に選定した場合には、当該装備品等のプロジェクト管理を行うために、防衛政策局長、整備計画局長及び関係のある各幕僚長等と調整した上で、ＰＭ及びＩＰＴを構成する者を指名し、当該装備品等のプロジェクト管理の対象となる取得プログラムを確立するものとする。

（取得戦略計画の策定）

第１１条　長官は、前条の規定により取得プログラムを確立するに当たっては、防衛政策局長、整備計画局長及び関係のある各幕僚長等と調整した上で、装備取得委員会の審議を踏まえ、防衛大臣の承認を得て、当該取得プログラムに関する取得戦略計画を策定するものとする。

２　前項に規定する取得戦略計画には、次の各号に掲げ

る事項を定めるものとする。

⑴　取得プログラムの目的及び範囲

⑵　取得の方針（取得の方法を含む。）

⑶　ライフサイクルコスト

⑷　取得マネジメントの方針（管理手法を含む。）

⑸　その他最適な装備品等の取得の実現及び効果的かつ効率的な取得マネジメントの実施のために必要な事項

３　長官は、前２項の規定により取得戦略計画を策定した場合には、速やかに、防衛政策局長、整備計画局長及び関係のある各幕僚長等に通知するものとする。

第３節　研究・開発段階から廃棄段階までの間の取得プログラムの管理

（計画の確認）

第１２条　長官は、取得プログラムの適切な管理のために、ライフサイクルの各段階における各自衛隊等及び地方防衛局並びに防衛装備庁が実施する装備品等の取得に関する各業務について、取得戦略計画に基づき適

切に計画されていることを確認するものとする。

（実施の状況の確認）

第１３条　長官は、前条に規定する各業務に係る計画の実施の状況について、確認することに努めるものとする。

２　防衛政策局長、整備計画局長及び各幕僚長等は、前条に規定する各業務に係る計画をやむを得ず変更したときは、遅滞なく、これを長官に通知するものとする。

３　長官は、前２項に規定する実施の状況の確認において特に重要な事象が発生した場合、防衛政策局長、整備計画局長、各幕僚長等及び地方防衛局長に通知するとともに、防衛大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

（ライフサイクルの移行管理）

第１４条　長官は、ライフサイクルの次の段階に移行しようとする場合その他ライフサイクル上の重要な事項を踏まえて当該取得プログラムを進める場合には、その重要度を考慮した適切な移行管理を行うものとする。

２　長官は、前項の移行管理を行うに当たっては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、装備取得委員会の審議を踏まえ、当該各号に定める手続を行うものとする。

⑴　研究・開発段階に移行する場合　防衛大臣への報告

⑵　量産・配備段階に移行する場合　防衛大臣への報告

⑶　その他長官が特に重要と判断する事項を踏まえて取得プログラムを進める場合　防衛大臣の承認

３　前項に規定するライフサイクルの移行管理に係る基準及び手続については、長官が別に定めるものとする。

第４節　取得プログラムの分析及び評価

（取得プログラムの分析及び評価）

第１５条　長官は、前節に規定する取得プログラムの管理を通じて、総合的な観点から取得プログラムの進捗状況及び経費の発生状況等を確認し、取得戦略計画との比較を行うとともに、その結果の分析及び評価を行い、必要に応じ適切な対応策をとるものとする。

２　長官は、前項の規定により分析及び評価を行うに当たっては、努めて定量的かつ客観的に行うものとし、その結果については、原則として年度毎に、防衛大臣に報告するものとする。

第５節　取得戦略計画の見直し及び取得プログラムの中止

（取得戦略計画の見直し）

第１６条　長官は、前条の規定による取得プログラムの分析及び評価を踏まえ、必要に応じ取得戦略計画の見直しを行う（ただし、取得プログラムの目的に変更を及ぼす場合を除く。）ものとする。

２　長官は、前項の規定による見直しを行うに当たり、取得の方針の変更など取得戦略計画の重要な事項に変更を及ぼすような見直しを行う場合にあっては、あらかじめ防衛政策局長、整備計画局長及び関係のある各幕僚長等と調整した上で、装備取得委員会の審議を踏まえ、これを適切に行うものとする。この場合において、ライフサイクルコストに著しい変化があるときは

防衛大臣の承認を得て、その他のときは防衛大臣に報告し、これを行うものとする。

３　長官は、前２項の規定により取得戦略計画の見直しを行った場合には、速やかに、防衛政策局長、整備計画局長及び関係のある各幕僚長等に通知するものとする。

（取得プログラムの中止）

第１７条　防衛大臣は、前条に規定する取得戦略計画の見直しの内容によって取得プログラムの目的を果たすことが不可能になる場合のほか、防衛力の整備における事情の変更その他の理由により、当該取得プログラムを中止することが適当と認めるときは、その中止を命ずることとする。

第４章　雑則

（情報等の提供）

第１８条　長官は、プロジェクト管理の実施に当たって、防衛政策局長、整備計画局長、各幕僚長等及び地方防衛局長に対し、必要な資料及び情報の提供を求める

ことができるものとする。

（総合調整）

第１９条　長官は、第１２条及び第１３条に規定する各業務に係る計画及びその実施について各幕僚長等及び地方防衛局長に説明を求めることを含め、この訓令を実施するために必要な総合調整を行うものとする。

（委任規定）

第２０条　この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、長官が、防衛政策局長、整備計画局長及び各幕僚長等と必要な調整を行い、定めるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、平成２７年１０月１日から施行する。

（見直し規定）

２　この訓令の施行後３年以内を目処に、施行の状況に照らして、この訓令の見直しを行うものとする。ただし、それ以前の見直しを妨げるものではない。

附　則（平成２８年防衛省訓令第３７号）

この訓令は、内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の施行の日（平成２８年４月１日）から施行する。

附　則（令和２年防衛省訓令第２０号）

この訓令は、令和２年４月１日から施行する。